

令和4年5月16日（月） 開会11：09 閉会11：49	
出席委員	大城吉徳、真栄里 保、瀬長 宏、伊敷光寿、楚南留美、徳元次人、新垣亜矢子、 宜保安孝、新垣繁人
欠席委員	なし
説明員	
議 題	事件番号①参考人の追加招致について 事件番号②その他について
～ 開 会 ～	
<p>【委員長】 ただいまから豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会を開会いたします。</p> <p>本日の事件は招集通知書のとおり、事件番号①参考人の追加招致について、事件番号②その他についてとなっておりますが、去る5月9日開催の本委員会において説明員として市長の再招致、その他において2月14日に参考人として招致したパワハラを受けた、見た、聞いたと証言した職員の再招致が決定され、事務局を通じて調整を図っていたところでございますが、その間、委員数名より招致する参考人の追加提案がありましたので、5月9日に決定した内容に変更を行うのであれば、委員長判断のみでは決定できないので、当然再度の委員会を開催し協議する必要があることを申し添えたところ、5名の委員より委員会招集請求がなされ、本日の開催となっております。ご理解を賜りたいと思います。</p> <p>では、事件番号①参考人の追加招致についてを議題といたします。本件については、休憩中を用いて協議したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>休憩します。</p> <p style="text-align: center;">～ 休 憩 ～ ～ 再 開 ～</p> <p>【委員長】 再開します。</p> <p>事件番号①参考人の追加招致については、今日は結論が出ませんので、次の委員会で協議したいと思っておりますのでよろしくお願ひをいたします。</p> <p>それでは事件番号②その他についてを議題といたします。初めに議会事務局より1件、協議の依頼があるとのことですので、次長より提案をお願いいたします。</p> <p>休憩します。</p> <p style="text-align: center;">～ 休 憩 ～ ～ 再 開 ～</p> <p>【委員長】 再開します。</p> <p>それでは次長、よろしくお願ひします。</p> <p>【議会事務局次長】 ただいまお配りした資料は、ご承知のとおり第三者委員会から報告を受けての市長コメントの全文となっております。それで2ページをご覧ください。2ページの黒いマーカーが入っている部分、未然防止に向けて(1)条例制定、これは委員長からの報告です。A 首長と特別職</p>	

を名宛人とするハラスメント防止条例の策定、B 議員によるハラスメント防止についての政治倫理条例の、こういったものを委員長報告から策定すべきじゃないかという提言がなされております。委員長の報告の中にある例えば3ページの、これは福岡県議会の決議書なんですけれども、地方議会関係ハラスメントの根絶を求める決議がありますよという紹介。そして4ページ目、これは池田市の職員及び市議会議員、両方ですね、ハラスメント防止に関する条例の策定がなされている事例がありますよ。6ページ、これは神栖市議会議員政治倫理条例、この中で第4条あたりですか、ハラスメントに関する倫理条例に盛り込んだ事例がありますよという内容がなされている。これが第三者委員会の委員長からの報告で、市議会に対しても検討の余地があるのではないかという提案がなされた内容となっております。これを受けまして、現在執行機関側はどのような形で条例を策定するかを、先ほども安孝委員からあったように、条例策定を今進めている段階にあります。事前に総務課から議会としてはどのような考えをお持ちかという話がありまして、議会運営委員会の中で本来ならば審議する、もむ必要があるかなとは思いますが、一応ここの特別委員会がいわゆる第一線にあるので、その情報提供と、事務局としてご意見を把握しておきたいという状況でございます。委員長、以上でございます。

【委員長】 今、次長のほうから報告がございましたけれども、何かご意見はございますか。

これは、やはり第三者委員会の委員長から提言のあった、要するに議員も、議会としてもハラスメント防止についての条例を作成したほうがいいんじゃないかという提言を受けて、どうしたほうがいいのかということですか。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

ただいま事務局より、第三者委員会の委員長からの提言の中で、議員によるハラスメント防止についての政治倫理条例も制定すべきじゃないかという提言もあったということで、私たちこの特別委員会でどういうふうに取り扱うかということで、休憩中に協議をしましたがけれども、これはこの特別委員会で協議すべきなのか、あるいは議会運営委員会で協議すべきなのか、あるいは会派長会で協議すべきなのかまだ定まっていませんので、今後の検討事項ということで決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしという者がありますので、そのようにしたいと思います。

それでは最後にその他、各委員より何かご発言はございますか。

【新垣繁人委員】 その他事項なんですけれども、前回、参考人招致で来ていただいた職員7名のほうが、先ほど委員長報告の中では再招致に応じていただけという話だったと思います。実は、職員のほうから、前回市長が全否定した後に、市長を招致するに当たって職員としては個人個人、一人ひとりで来て、勇気を持って覚悟を持って答えていると。その発言発言によっては、場合によって分限、懲戒に値するかもしれないという市長のこともおっしゃっていたんですけども、そういった中でなぜ市長は組織でしか対応できないのかと。この参考人招致にですね。その当事者は市長であって、組織ではないよということがこの職員からも上がっているんですよ。ですから今、参考人招致で再招致で調整しているかと思うんですけども、やはり組織で対応するのではなくて、実際当事者である市長が対応すべきだと思っております。職員のこの7名はそこをかなり懸念されていまして、組

織的に消されるんじゃないかと、この案件が。そうではなくて、実際市長が当事者として行った、まずは市長が対応すべきだと。もちろん組織に関わるものは私たちも質問を外さないといけないでしょうし、そういった一つ一つの事実確認は組織ではなくて市長個人が対応すべきだという声がかかっております。ですので、今市長の再招致を事務局として依頼しているかと思うんですけども、その声もしっかり含めて、やはり市長がまずは個人として対応すべきだと私も思っておりますので、やはり組織的対応ではなくて、当事者である市長がしっかり対応すべきだと思っておりますので、この再招致に当たってもう一度、市長を組織を外した形で再招致できないかというところも話したいです。

【委員長】 ただいま市長の再招致について、繁人委員からご意見がございましたけれども、それに対してまた意見を求めたいと思いますけれども……。ただいまの繁人委員の提案に対しての何かご意見がありましたらどうぞ。瀬長 宏委員。

【瀬長 宏委員】 組織的にとかいいろいろ言われるんですが、それは市長本人のこと以外の、要するに第三者委員会とか、人事の処分の件について職員から確認を取るという部分だけ職員を待機させていただいて、それは当たらない話であって、再招致というのは当然、前回1時間やって、それに足りない部分があれば20分、30分、話を再度聞きたいというのがあれば、それはあり得るんですが、それを1時間半、2時間も、要するに当初聞き取りをした1.5倍、2倍という時間を確保して再招致するということは、これは本来の在り方としては間違っているのだからやるべきじゃないと思いますよ。

【委員長】 今の宏委員の意見は、再招致自体やるべきじゃないと。ほかに。繁人委員。

【新垣繁人委員】 再招致するのは前回で決まりましたので、今それは議論することではなくて、私が言っているのは、市長はもう再招致が決まっていますから、それに当たって前回は確かに組織に関すること、総務企画部長も待機していましたからあえてそういう質問をしましたけれども、そういった質問をしっかりと外した中で事実関係の認定を場合によってはこの委員会はやらないといけないはずなんです。この個室で、市長室内で起こったことが事実かどうかというのは組織は関係ないです。ですから、市長も事実関係を認定するに当たって組織は関係ないんです。市長が実際呼び出しをしたのか、その中でどういうやり取りがあったのかという確認をしたいわけですから、ですから、市長招致に当たっては副市長も要らないですし、執行部としても要らないんですよ、実は。現に第三者委員会で市長招致されたときは市長個人で行かれていますよ。私たちも一人ひとりを確認したいんです。ですから、前回は組織的な質問もしました。今回は組織的な質問はしません。ですから、事実がどうだったのかというのをもう一度丁寧に確認するための招致でありますから、ここは職員の方々が言うように、市長はしっかりと当事者として対応すべきだと私も思っております。ですから組織も含めた再招致ではなくて、市長当事者としての招致を今求めているわけです。ですから市長が1人で私たち第三者委員会に対応したように、この特別委員会にまずは自ら来るべきだと思っておりますので、その調整を事務局にやっていただきたいです。

【委員長】 ほかにございますか。

要するに繁人委員は市長のみと。副市長、総務企画部長は同席させないと。市長に関することのみを質疑に集中するというので、招致の際は市長お一人の招致ということにしたいということですね。ほかに。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

【新垣繁人委員】 前回参考人招致で来ていただいた7名の職員は、やはりこの再招致で来るのも怖いということを言っていました。かなり勇気が要ると。全否定されたわけですから。だからこそ、市長は組織でごまかすのではなくて、まずは事実がどうだったかというところを、市長自ら来ていただいて対応すべきだと。本来だったら、組織で来るんだったら本来は参考人招致もやりたくないのは本音というのは言っていました。ただ、私たちはうそはついていないから再度招致に応じると。そこは市長も当事者として応じるべきだということはずっと言っていますので、そこは事務局のほうで、すみませんけれども調整をよろしくをお願いします。

【委員長】 では、事務局からの参考人再招致について通知を市長単独ということでの提案がございませけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、市長の招致は市長単独でお願いするという内容で通知していいというような確認が取れましたので、次の市長の再招致については、事務局より市長招致は単独の参加を条件とする内容にしたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

休憩中を用いて、市長招致は市長単独での参加を条件とすることについて、委員会としては市長招致は単独での参加を条件とする内容で通知するという内容でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしという者がございましたので、そのように図りたいと思います。

では最後に、ほかにございますか、ご発言。意見がないようでしたら、これを持ちまして豊見城市市役所内部における市長と特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会を終了いたします。なお、次回の招集は明後日5月18日水曜日、午後1時開議となりますが、7名の参考人聴取開始が13時からとなっておりますので、各委員の皆様は時間にゆとりを持ってご参集をお願いしたいと思います。お疲れさまでした。

豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会委員長

大城 吉徳 ㊞